

## 【質問】河川土工の発注図書には線形計算書が無い場合が多く、多大な手間をかけ中心線形を作成していますが、対処法はないですか？

「TSを用いた出来形管理」に利用するソフトウェアの機能は、「機能要求仕様書」で必要最低限を規定しています※1。「TSによる出来形管理に用いる施工管理データ作成・帳票作成ソフトウェアの機能要求仕様書（舗装工事編）」では、道路中心線形の線形計算書が設計図書に含まれない場合が多い舗装修繕工事を念頭に、「2.2 道路中心線定義読み込み・作成機能【解説】 1) ②中心線形を利用しない場合」を規定しております。

河川土工においても、同様に線形計算書が無い場合が多く、上記の機能が強く望まれており、機能要求仕様書（土工編）を改定予定です。しかし、改定やソフトウェア開発に時間がかかることから、**当面の暫定処置※2**として、**土工工事で舗装工事編に対応したソフトウェアを利用**することがあげられます。ただし、土工の工種は選択できませんので、舗装の工種の「その他」等を利用して下さい。

舗装工事編対応ソフトウェアは土工編対応ソフトウェアの機能を包含しており、土工工事での利用に際して監督・検査に支障を及ぼすことはありませんが、利用に際しては、本資料などを提示して、**監督職員より利用することの承諾を得て下さい**。

なお、線形を利用しない場合は、以下の制約がある点に**注意**して下さい。

- ① 測点（基本設計データを作成した断面）間の任意断面において出来形管理を行う「**任意点での出来形管理機能**」が**使えません**。また、機能要求仕様書に定義されていませんが、その機能を利用した便利な機能として多くのTS出来形管理ソフトウェアに実装されている「**任意断面での丁張り設置支援機能**」も**使えません**。
- ② TS出来形管理とMC/MG重機の**併用効果が減少**する可能性があります。
- ③ **舗装工事編に未対応のTS関係ソフトウェアを混在して利用すると正しくデータ交換されない**可能性があります。

※1：機能要求仕様書に記載が無くても出来形管理要領や土木一般の基準類から読み取る暗黙知があります。

※2：機能要求仕様書（土工編）を改定した際には、土工編対応のソフトウェアを利用して頂くこととなります。（通常、舗装工事編対応のソフトウェアは土工編にも対応しています）